

各 位

平成30年 4月13日
公益社団法人 中央畜産会

家畜疾病経営維持資金融通事業における貸付利率について

畜産特別支援資金融通事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農畜機第4699号。以下「要綱」という。)別添2の第3の3の(1)のオの(エ)の規定に基づく貸付利率を引き続き下記のとおり据置くこととします。

記

- 1 要綱別表1の経営継続資金及び経営再開資金の貸付利率は、年0.800%以内とする。
- 2 要綱別表2の経営維持資金の貸付利率は、年0.800%以内とする。

(参考)

平成30年 4月 家畜疾病経営維持資金の貸付利率等の設定について

1. 設定の考え方

(畜産特別支援資金融通事業実施要綱別添2の第3の3の(1)のオの(エ)及び(オ))

基準金利： 「農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン」(平成17年4月1日付け16経営第8870号農林水産省経営局長通知)第3の2の(3)の基準金利(以基準下「基準金利」という。)に基づく。

貸付利率： 経営継続資金及び 基準金利×1/2
経営再開資金

経営維持資金 基準金利－1.25%

ただし、基準金利が2.5%を下回る場合は、経営維持資金の貸付利率を経営継続資金及び経営再開資金と同率とする。

利子補給率： 経営継続資金及び 基準金利×1/2 (=貸付利率と同率)
経営再開資金

経営維持資金 1.01%以内

ただし、基準金利が2.5%を下回る場合の経営維持資金の利率補給率については、貸付利率に125分の101を乗じた額以内とする。

2. 貸付利率等の水準

基準金利		年1.60%	据置
経営継続資金及び 経営再開資金	貸付利率	年0.800%以内	据置
	利子補給率	年0.800%以内	据置
経営維持資金	貸付利率	年0.800%以内	据置
	利子補給率	年0.6464%以内	据置